



# 数字で読み解く『インドネシア』 - 第2回 -

ご参考資料  
2012年9月5日

インドネシアの魅力や現状をご紹介します「数字で読み解くインドネシア」。  
前回はインドネシアの高い経済成長率についてご説明しましたが、この経済成長を牽引しているのは個人消費を中心とする内需です。そこで第2回目の今回はインドネシアの『消費』に関する数字を読み解きます。

気になりませんか？インドネシアのお財布事情

家計に占める「食料品」の割合は **49.5%**

## 所得水準の上昇に伴い消費ニーズは変化

インドネシアでは、経済成長を背景に国民の所得水準が上昇しています。1人あたりの年間実質可処分所得\*は1990年は573万ルピアでしたが、2011年には1,733万ルピアと約3倍に増加しています。このように人々の生活が豊かになってきたことで、消費に対するニーズが変化しつつあります。世帯あたりの消費支出に占める食料品の割合は、1999年が62.9%、2005年が51.4%、そして2011年が49.5%と低下している一方で、耐久消費財の占める割合は上昇しています(図:1)。これは所得水準が上昇するにつれて、「より豊かな生活」を求める傾向が高まっていくためと考えられます。人々の暮らしが豊かになり、生活に余裕が生まれると、生活に最低限必要な食料品や衣料品だけでなく、生活の豊かさや快適さを追求するようになり、乗用車、家電製品などの耐久消費財の需要が高まります。

\* 出所: Euromonitor International

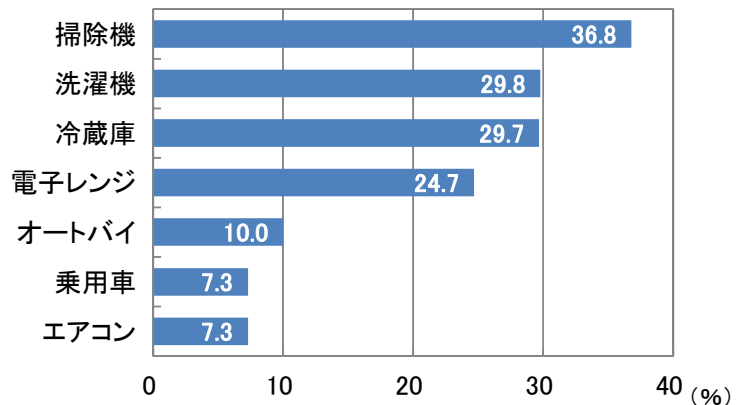
日本が飛躍的な経済成長を遂げた1950年代から1970年代は所得の上昇に伴って、「三種の神器」と呼ばれた洗濯機、冷蔵庫、掃除機(後に白黒テレビ)の普及が急速に進みました。インドネシアでは現在、個人の消費意欲が高まっており、かつての日本を彷彿させるように乗用車や家電製品などの耐久消費財の消費が活発化しています。その一方でインドネシアの世帯あたりの耐久消費財の普及率(図:2)は、まだ低水準であるため、巨大な人口規模を考えると将来的にも消費市場の拡大余地は大きいと考えられます。今後は、耐久消費財の消費拡大のみならず、贅沢品とされる旅行や娯楽など様々なサービスの需要が高まっていくことが予想されます。

【図:1】世帯あたりの消費支出に占める食料品と耐久消費財の割合の推移

|       | 食料品   | 耐久消費財 |
|-------|-------|-------|
| 1999年 | 62.9% | 2.9%  |
| 2005年 | 51.4% | 4.5%  |
| 2011年 | 49.5% | 7.5%  |

※食料品にはアルコール飲料、たばこを含む  
出所: インドネシア中央統計庁のデータをもとにHSBC投信が作成

【図:2】耐久消費財の普及率(2011年)



出所: Euromonitor InternationalのデータをもとにHSBC投信が作成



## 留意点

### <当資料に関する留意点>

- ▶ 当資料は、HSBC投信株式会社(以下、当社)が投資者の皆さまへの情報提供を目的として作成したものであり、特定の金融商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- ▶ 当資料は信頼に足ると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。
- ▶ 当資料の記載内容等は作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
- ▶ 当社は、当資料に含まれている情報について更新する義務を一切負いません。

### <投資信託に関する留意点>

#### 投資信託に係わるリスクについて

- 投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としており、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し損失が生じる可能性があります。従いまして、投資元本が保証されているものではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。購入の申込みにあたりましては「投資信託説明書(交付目論見書)」および「契約締結前交付書面(目論見書補完書面等)」を販売会社からお受け取りの上、十分にその内容をご確認頂きご自身でご判断ください。

#### 投資信託に係わる費用について

- 購入時に直接ご負担頂く費用…… 購入時手数料 上限3.675%(税込)
- 換金時に直接ご負担頂く費用…… 信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に  
間接的にご負担頂く費用…………… 運用管理費用(信託報酬)上限年2.1%(税込)
- その他費用…………… 上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。  
交付目論見書、「契約締結前交付書面(目論見書補完書面等)」等でご確認ください。

注: 上記に記載のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。  
費用の料率につきましては、HSBC投信株式会社が運用するすべての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

## HSBC投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号  
加入協会 社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会